

① 監査を担当する主たる担当部局の名称

機関名	担当部局名
内閣官房	内閣総務官室
行政改革推進本部	行政改革推進本部事務局行政改革推進調整担当
内閣法制局	長官総務室
人事院	事務総局総務課広報情報室
内閣府	大臣官房総務課
宮内庁	長官官房秘書課調査企画室
公正取引委員会	事務総局官房総務課
国家公安委員会	国家公安委員会会務官
警察庁	長官官房総務課情報公開・個人情報保護室
金融庁	総務企画局政策課情報公開・個人情報保護室
総務省	大臣官房政策評価広報課
公害等調整委員会	公害等調整委員会事務局総務課企画法規係
消防庁	総務課
法務省	大臣官房秘書課個人情報保護係
公安審査委員会	公安審査委員会事務局
公安調査庁	総務部総務課審理室
検察庁	最高検察庁監察室
外務省	大臣官房総務課
財務省	大臣官房文書課情報公開・個人情報保護室
国税庁	長官官房監督評価官室
文部科学省	大臣官房総務課文書情報管理室情報公開・個人情報保護係
文化庁	長官官房政策課
厚生労働省	大臣官房総務課情報公開文書室
中央労働委員会	中央労働委員会事務局総務課
社会保険庁	総務部総務課社会保険監察室
農林水産省	大臣官房情報評価課
林野庁	林政課(主担当:農林水産省大臣官房情報評価課)
水産庁	漁政課(主担当:農林水産省大臣官房情報評価課)
経済産業省	大臣官房監察室(大臣官房情報システム厚生課個人情報保護室員が併任)
資源エネルギー庁	大臣官房監察室(大臣官房情報システム厚生課個人情報保護室員が併任)
特許庁	総務部秘書課情報公開推進室
中小企業庁	大臣官房監察室(大臣官房情報システム厚生課個人情報保護室員が併任)
国土交通省	総合政策局情報政策本部
運輸安全委員会	運輸安全委員会事務局総務課広報室
観光庁	総務課
気象庁	総務部総務課
海上保安庁	総務部政務課政策評価広報室
環境省	大臣官房総務課情報公開閲覧室
防衛省	保有個人情報の管理に係る事務を統括管理等する機関保護管理者単位で指定する監査責任者が所属する機関(部隊)における部課室
会計検査院	事務総長官房法規課個人情報保護係

②監査を実施していない理由

機関名	監査を実施していない理由
観光庁	組織改組の影響により、監査の実施に向けた十分な準備ができなかったため。なお、平成21年度内の監査実施を予定している。

【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】

(1)法令に基づく場合

行政機関名	個人情報ファイルの名称	電算処理・マニュアル処理の別	利用・提供の根拠となる法令名及び該当条項	利用・提供先	経常的提供先としての記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲 (全部又は一部の別)	
						全部	一部
警察庁	運転者管理ファイル	電算処理	更生保護法第14条	中央更生保護審査会	無		○
法務省	被收容者身分帳簿【4ファイル9回】	マニュアル処理	刑事訴訟法第279条	裁判所	無		○
	被收容者身分帳簿【31ファイル1,191回】	マニュアル処理	刑事訴訟法第507条	検察庁	無		○
	被收容者身分帳簿【8ファイル37回】	マニュアル処理	民事訴訟法186条	裁判所	無		○
	被收容者身分帳簿【32ファイル207回】	マニュアル処理	弁護士法第23条の2第2項	弁護士会	無		○
	被收容者身分帳簿【17ファイル512回】	マニュアル処理	出入国管理及び難民認定法第59条の2、第62条第2項	入国管理局	無		○
	被收容者身分帳簿【9ファイル26回】	マニュアル処理	国税徴収法第141条	国税局	無		○
	被收容者身分帳簿【24ファイル238回】	マニュアル処理	生活保護法第29条	福祉関係機関	無		○
	被收容者身分帳簿【20ファイル128回】	マニュアル処理	地方税法第20条の11	都道府県・市町村	無		○
	被收容者身分帳簿【19ファイル486回】	マニュアル処理	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第26条	都道府県	無		○
	被收容者身分帳簿【15ファイル1,070回】	マニュアル処理	国民健康保険法第113条の2第1項	市区町村	無		○
	被收容者身分帳簿【3ファイル6回】	マニュアル処理	更生保護法第30条	保護観察所	無		○
被收容者身分帳簿【4ファイル10回】	マニュアル処理	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第23条の5	都道府県	無		○	

【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】

(1)法令に基づく場合

行政機関名	個人情報ファイルの名称	電算処理・マニュアル処理の別	利用・提供の根拠となる法令名及び該当条項	利用・提供先	経常的提供先としての記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲 (全部又は一部の別)	
						全部	一部
法務省	被收容者身分帳簿【1回】	マニュアル処理	児童手当法第28条	市町村	無		○
	被收容者身分帳簿【7ファイル19回】	マニュアル処理	児童福祉法第56条	都道府県・市町村	無		○
	被收容者身分帳簿【3ファイル11回】	マニュアル処理	国民年金保険法第108条	市町村	無		○
	被收容者身分帳簿【2ファイル3回】	マニュアル処理	弁護士法第70条の7	弁護士会	無		○
	被收容者身分帳簿【2ファイル6回】	マニュアル処理	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第36条第4項	都道府県公安委員会	無		○
	被收容者身分帳簿【2ファイル31回】	マニュアル処理	児童扶養手当法第30条	市区町村	無		○
	被收容者身分帳簿【2回】	マニュアル処理	家事審判規則第8条	家庭裁判所	無		○
	被收容者身分帳簿【1回】	マニュアル処理	介護保険法第203条	市町村	無		○
	被收容者身分帳簿【1回】	マニュアル処理	法人税法第156条の2	税務署	無		○
	被收容者身分帳簿【1回】	マニュアル処理	公営住宅法第34条	市町村	無		○
	被收容者身分帳簿【2回】	マニュアル処理	精神保護及び精神障害者福祉に関する法律第26条	都道府県	無		○
	被收容者身分帳簿【2ファイル2回】	マニュアル処理	関税法第105条の2	税関官署	無		○
	被收容者人名簿【5回】	マニュアル処理	弁護士法第23条の2第2項	弁護士会	無		○

【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】

(1)法令に基づく場合

行政機関名	個人情報ファイルの名称	電算処理・マニュアル処理の別	利用・提供の根拠となる法令名及び該当条項	利用・提供先	経常的提供先としての記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲 (全部又は一部の別)	
						全部	一部
法務省	被收容者人名簿【5回】	マニュアル処理	地方税法第20条の11	市町村	無		○
	被收容者人名簿【2ファイル20回】	マニュアル処理	国民健康保険法第113条の2第1項	市町村	無		○
	被收容者人名簿【2ファイル11回】	マニュアル処理	生活保護法第29条	福祉関係機関	無		○
	被收容者人名簿【5回】	マニュアル処理	民事訴訟法第186条	裁判所	無		○
	被收容者人名簿【2ファイル2回】	マニュアル処理	出入国管理及び難民認定法第59条の2、第62条2項	入国管理局	無		○
	少年簿【22回】	マニュアル処理	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第26条	都道府県	無		○
	診療録【5ファイル17回】	マニュアル処理	刑事訴訟法第279条	裁判所	無		○
	診療録【10ファイル56回】	マニュアル処理	弁護士法第23条の2第2項	弁護士会	無		○
	診療録【7ファイル249回】	マニュアル処理	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第26条	都道府県	無		○
	診療録【7ファイル127回】	マニュアル処理	刑事訴訟法第507条	検察庁・裁判所	無		○
	診療録【2ファイル2回】	マニュアル処理	民事訴訟法第186条	裁判所	無		○
	診療録【3ファイル3回】	マニュアル処理	出入国管理及び難民認定法第59条の2、第62条第2項	入国管理局	無		○
	診療録【1回】	マニュアル処理	生活保護法第29条	福祉関係機関	無		○

【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】

(1)法令に基づく場合

行政機関名	個人情報ファイルの名称	電算処理・マニュアル処理の別	利用・提供の根拠となる法令名及び該当条項	利用・提供先	経常的提供先としての記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲 (全部又は一部の別)	
						全部	一部
法務省	領置金基帳【1回】	マニュアル処理	弁護士法第23条の2第2項	弁護士会	無		○
	領置金基帳【1回】	マニュアル処理	出入国管理及び難民認定法第59条の2、第62条第2項	入国管理局	無		○
	領置金基帳【4ファイル6回】	マニュアル処理	民事訴訟法第186条	裁判所	無		○
	領置金基帳【1回】	マニュアル処理	行政事件訴訟法第7条	裁判所	無		○
	領置金基帳【8ファイル225回】	マニュアル処理	刑事訴訟法第507条	検察庁	無		○
	領置品基帳【2ファイル2回】	マニュアル処理	弁護士法第23条の2第2項	弁護士会	無		○
	領置品基帳【2回】	マニュアル処理	出入国管理及び難民認定法第59条の2、第62条2項	入国管理局	無		○
	特別領置品書留簿【2回】	マニュアル処理	出入国管理及び難民認定法第59条の2、第62条第2項	入国管理局	無		○
	作業報奨金計算高基帳【6ファイル196回】	マニュアル処理	刑事訴訟法第507条	検察庁	無		○
	作業報奨金基帳【2回】	マニュアル処理	民事訴訟法第186条	裁判所	無		○
	日本人出帰国記録マスタファイル	電算処理	弁護士法第23条の2第2項	弁護士会	無		○
			非訴訟事件手続法第163条第3項、民事訴訟法第189条第3項、刑事訴訟法第507条	検察庁	無		○
民事訴訟法第186条、民事執行法第18条、家事審判規則第8条、刑事訴訟法第507条			裁判所	無		○	

【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】

(1)法令に基づく場合

行政機関名	個人情報ファイルの名称	電算処理・マニュアル処理の別	利用・提供の根拠となる法令名及び該当条項	利用・提供先	経常的提供先としての記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲 (全部又は一部の別)	
						全部	一部
法務省	日本人出帰国記録マスタファイル	電算処理	少年院法第13条第2項	少年院	無		○
			更生保護法第30条	保護観察所	無		○
			関税法第105条の2、同法第119条第2項	税関	無		○
			所得税法第235条第2項、法人税法第156条の2	国税庁、税務署	無		○
			相続税法第60条の2、消費税法第63条等	国税局	無		○
			金融商品取引法第210条第2項	証券取引等監視委員会	無		○
			地方税法第20条の11	県税事務所、市区町村	無		○
			廃棄物の処理及び清掃に関する法律第23条の5	県税事務所、市区町村	無		○
			道路交通法第51条の5第2項	都道府県公安委員会	無		○
			少年法第16条第2項	家庭裁判所	無		○
	厚生年金保険法第100条の2第2項	社会保険庁	無		○		

【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】

(1)法令に基づく場合

行政機関名	個人情報ファイルの名称	電算処理・マニュアル処理の別	利用・提供の根拠となる法令名及び該当条項	利用・提供先	経常的提供先としての記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲 (全部又は一部の別)	
						全部	一部
法務省	日本人出帰国記録マスターファイル	電算処理	年金記録確認第三者委員会令第7条	年金記録確認第三者委員会	無		○
	外国人出入国記録マスターファイル	電算処理	弁護士法第23条の2第2項	弁護士会	無		○
			非訴訟事件手続法第163条第3項、民事訴訟法第189条第3項、刑事訴訟法第507条	検察庁	無		○
			民事訴訟法第186条、民事執行法第18条、家事審判規則第8条、刑事訴訟法第507条	裁判所	無		○
			少年院法第13条第2項	少年院	無		○
			更生保護法第30条	保護観察所	無		○
			関税法第105条の2、同法第119条第2項	税関	無		○
			所得税法第235条第2項、法人税法第156条の2	国税庁、税務署	無		○
			相続税法第60条の2、消費税法第63条等	国税局	無		○
			金融商品取引法第210条第2項	証券取引等監視委員会	無		○
			地方税法第20条の11	県税事務所、市区町村	無		○
			廃棄物の処理及び清掃に関する法律第23条の5	県税事務所、市区町村	無		○
			道路交通法第51条の5第2項	都道府県公安委員会	無		○

【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】

(1)法令に基づく場合

行政機関名	個人情報ファイルの名称	電算処理・マニュアル処理の別	利用・提供の根拠となる法令名及び該当条項	利用・提供先	経常的提供先としての記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲 (全部又は一部の別)	
						全部	一部
法務省	外国人出入国記録マスタファイル	電算処理	少年法第16条第2項	家庭裁判所	無		○
			厚生年金保険法第100条の2第2項	社会保険庁	無		○
			年金記録確認第三者委員会令第7条	年金記録確認第三者委員会	無		○
	外国人登録記録マスタファイル	電算処理	弁護士法第23条の2第2項	弁護士会	無		○
			非訴訟事件手続法第163条第3項、民事訴訟法第189条第3項、刑事訴訟法第507条	検察庁	無		○
			民事訴訟法第186条、民事執行法第18条、家事審判規則第8条、刑事訴訟法第507条	裁判所	無		○
			少年院法第13条第2項	少年院	無		○
			更生保護法第30条	保護観察所	無		○
			関税法第105条の2、同法第119条第2項	税関	無		○
			所得税法第235条第2項、法人税法第156条の2	国税庁、税務署	無		○
			相続税法第60条の2、消費税法第63条等	国税局	無		○
			金融商品取引法第210条第2項	証券取引等監視委員会	無		○
			地方税法第20条の11	県税事務所、市区町村	無		○

【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】

(1)法令に基づく場合

行政機関名	個人情報ファイルの名称	電算処理・マニュアル処理の別	利用・提供の根拠となる法令名及び該当条項	利用・提供先	経常的提供先としての記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲 (全部又は一部の別)	
						全部	一部
法務省	外国人登記記録マスタファイル	電算処理	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第23条の5	県税事務所、市区町村	無		○
			道路交通法第51条の5第2項	都道府県公安委員会	無		○
			少年法第16条第2項	家庭裁判所	無		○
			厚生年金保険法第100条の2第2項	社会保険庁	無		○
			年金記録確認第三者委員会令第7条	年金記録確認第三者委員会	無		○
	上陸審査における個人識別情報提供記録マスタファイル	電算処理	関税法第119条第2項	税関	無		○
外務省	在留届ファイル	電算処理	土地区画整理法第74条	市町村	無		○
	在留届ファイル	電算処理	地方自治法第245条の4第3項	市町村	無		○
	在留届ファイル	電算処理	地方税法第20条の11	市町村	無		○
	旅券管理マスタファイル	電算処理	国税犯則取締法第1条第2項、所得税法第235条及び消費税法第63条	国税庁、国税局及び税務署	無		○
	旅券管理マスタファイル	電算処理	関税法第105条の2及び消費税法第63条	税関	無		○
国税庁	個人課税台帳	マニュアル処理	会計検査院法第24条及び計算証明規則	会計検査院	有	○	
	青色決算書・収支内訳書	マニュアル処理	会計検査院法第24条及び計算証明規則	会計検査院	無	○	

【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】

(1)法令に基づく場合

行政機関名	個人情報ファイルの名称	電算処理・マニュアル処理の別	利用・提供の根拠となる法令名及び該当条項	利用・提供先	経常的提供先としての記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲 (全部又は一部の別)	
						全部	一部
国税庁	相続税決議書(一般)	マニュアル処理	会計検査院法第24条及び計算証明規則	会計検査院	有	○	
	相続税決議書(納税猶予)	マニュアル処理	会計検査院法第24条及び計算証明規則	会計検査院	有	○	
	支払決議書	マニュアル処理	会計検査院法第24条及び計算証明規則	会計検査院	有	○	
	源泉徴収義務者ファイル	電算処理	国家公務員法第100条第4項	人事院	有		○
厚生労働省	旧陸海軍等人事関係資料	電算処理	弁護士法第23条の2第2項、家事審判規則第8条	家庭裁判所、弁護士会	無		○
社会保険庁	健保厚年現存被保険者ファイル	電算処理	社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第75条第1項	ドイツ保険者	有	○	
	健保厚年喪失被保険者ファイル	電算処理	社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第75条第1項	ドイツ保険者	有	○	
	健保厚年任継第四種被保険者ファイル	電算処理	社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第75条第1項	ドイツ保険者	有	○	
	船保厚年被保険者ファイル	電算処理	社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第75条第1項	ドイツ保険者	有	○	
	国年被保険者ファイル	電算処理	社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第75条第1項	ドイツ保険者	有	○	

【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】

(1)法令に基づく場合

行政機関名	個人情報ファイルの名称	電算処理・マニュアル処理の別	利用・提供の根拠となる法令名及び該当条項	利用・提供先	経常的提供先としての記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲 (全部又は一部の別)	
						全部	一部
社会保険庁	年金受給権者ファイル	電算処理	社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第75条第1項	ドイツ保険者	有	○	
	基礎年金番号管理ファイル	電算処理	社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第75条第1項	ドイツ保険者	有	○	
	健保厚年現存被保険者ファイル	電算処理	社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法の特例等に関する法律第17条第1項	イギリス連絡機関	有	○	
	健保厚年任継第四種被保険者ファイル	電算処理	社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法の特例等に関する法律第17条第1項	イギリス連絡機関	有	○	
	船保厚年被保険者ファイル	電算処理	社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法の特例等に関する法律第17条第1項	イギリス連絡機関	有	○	
	国年被保険者ファイル	電算処理	社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法の特例等に関する法律第17条第1項	イギリス連絡機関	有	○	
	基礎年金番号管理ファイル	電算処理	社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法の特例等に関する法律第17条第1項	イギリス連絡機関	有	○	
経済産業省	石油製品販売業者ファイル	電算処理	弁護士法第23条の2第2項	熊本弁護士会	無		○

【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】

(1)法令に基づく場合

行政機関名	個人情報ファイルの名称	電算処理・マニュアル処理の別	利用・提供の根拠となる法令名及び該当条項	利用・提供先	経常的提供先としての記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲 (全部又は一部の別)	
						全部	一部
資源エネルギー庁	自家用電気工作物データベース	電算処理	所得税法第235条第2項、消費税法第63条	宮城県仙台中税務署	無		○
特許庁	産業財産権登録ファイル	電算処理	国税徴収法141条	税務署	無		○
特許庁	産業財産権登録ファイル	電算処理	国税徴収法146条の2	税務署	無		○
			地方税法第20条の11	市町村、県税事務所	無		○
			労働保険の保険料の徴収等に関する法律第26条第3項	労働局	無		○
国土交通省	自動車損害賠償保障事業システムファイル	電算処理	民事訴訟法第186条、生活保護法第29条	地方裁判所、福祉事務所	無		○
	一級建築士登録マスターファイル	電算処理	弁護士法第23条の2第2項	弁護士会	無		○
	海技士免許原簿ファイル	電算処理	海難審判法第27条、関税法第119条	海難審判庁、税関	無		○
	小型船舶操縦士免許原簿ファイル	電算処理	海難審判法第27条、関税法第119条	海難審判庁、税関	無		○
	締約国資格受有承認原簿ファイル	電算処理	海難審判法第27条、関税法第119条	海難審判庁、税関	無		○
防衛省	借料計算システム	電算処理	所得税法第225条	沖縄国税事務所	有		○

【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】

(2) 法第8条第2項に基づく場合

行政機関名	個人情報ファイルの名称	電算処理・マニュアル処理の別	根拠規定(法8条2項各号の別)	利用・提供理由	利用・提供先	経常的提供先としての記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲(全部又は一部の別)	
							全部	一部
宮内庁	通行証ファイル	電算処理	3号	皇居内・赤坂御用地内に入門可能な商工業者、公共団体等の職員であることを周知させるため。	皇宮警察本部	有	○	
	平成20年春の勲章・褒章 拝謁者名簿	マニュアル処理	3号	皇宮警察本部において、拝謁行事に伴う皇居内への入門者を把握し、入門を円滑に行うため。	皇宮警察本部	有	○	
			4号	皇室の活動を広く紹介するため。	報道機関	有	○	
	平成20年秋の勲章・褒章 拝謁者名簿	マニュアル処理	3号	皇宮警察本部において、拝謁行事に伴う皇居内への入門者を把握し、入門を円滑に行うため。	皇宮警察本部	有	○	
			4号	皇室の活動を広く紹介するため。	報道機関	有	○	
	平成20年園遊会(春) 招待者名簿	マニュアル処理	1号	報道機関への取材の便宜のため。	報道機関	有	○	
			3号	皇宮警察本部において、入門者を把握し、入門を円滑に行うため。	皇宮警察本部	有	○	
	平成20年園遊会(秋) 招待者名簿	マニュアル処理	1号	報道機関への取材の便宜のため。	報道機関	有	○	
3号			皇宮警察本部において、入門者を把握し、入門を円滑に行うため。	皇宮警察本部	有	○		
公正取引委員会	消費者モニター名簿	電算処理	1号	希望者に試買検査会等の開催案内を送付するため。	公正取引協議会	有		○
総務省	恩給等受給者データベース	電算処理	3号	戦没者の父母等に対する特別給付金及び戦傷病者等の妻に対する特別給付金の制度周知のため。	厚生労働省社会・援護局	有		○
法務省	司法試験ファイル	電算処理	3号	司法修習の採用選考及び司法修習に関する事務のため。	最高裁判所	無		○
			3号	教育の効果の検証及び教育改善のため。	東京大学、公立大学	無		○
			4号	教育の効果の検証及び教育改善のため。	私立大学	無		○

【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】

(2) 法第8条第2項に基づく場合

行政機関名	個人情報ファイルの名称	電算処理・マニュアル処理の別	根拠規定(法8条2項各号の別)	利用・提供理由	利用・提供先	経常的提供先としての記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲 (全部又は一部の別)	
							全部	一部
法務省	被收容者個人データファイル【12回】	電算処理	3号	警察法第2条第1項の規定により警察の責務とされる犯罪の捜査に有効に活用されるものと認められるため。	警察庁	無		○
	被收容者身分帳簿【6ファイル239回】	マニュアル処理	2号	強制退去手続関係のため。	入国管理局	無		○
	被收容者身分帳簿【3ファイル50回】	マニュアル処理	2号	民事訴訟上必要なため。	地方法務局	無		○
	被收容者身分帳簿【2回】	マニュアル処理	2号	所在確認のため。	保護観察所	無		○
	被收容者身分帳簿【50ファイル19,605回】	マニュアル処理	3号	・被害者等に対する受刑者の釈放に関する通知のため。 ・被害者等の保護を図るための受刑者の釈放等に関する情報提供のため。 ・加害者処遇状況等の通知のため。 ・刑の執行終了等の場合における検察官に対する通報のため。 ・被收容者が死亡した場合における通報のため。 ・仮釈放等の通知のため。 ・罰金執行に係る刑の順序変更に関する照会のため。	検察庁	無		○
	被收容者身分帳簿【19ファイル176回】	マニュアル処理	3号	・被害者等の保護を図るための受刑者の釈放等に関する情報提供のため。 ・子供を対象とする暴力的性犯罪等に係る受刑者の釈放等に関する情報提供のため。	警察庁	無		○
	被收容者身分帳簿【5ファイル11回】	マニュアル処理	3号	国の債権の管理上債務者所在確認のため。	裁判所	無		○

【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】

(2)法第8条第2項に基づく場合

行政機関名	個人情報ファイルの名称	電算処理・マニュアル処理の別	根拠規定(法8条2項各号の別)	利用・提供理由	利用・提供先	経常的提供先としての記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲 (全部又は一部の別)	
							全部	一部
法務省	被收容者身分帳簿【105ファイル10,314回】	マニュアル処理	3号	・生活保護受給中の者の在所確認のため。 ・児童扶養手当支給の要件確認のため。 ・税徴収に係る所在確認のため。 ・国民健康保険事務処理のため。 ・在留期間更新事務手続きのため。	都道府県・市町村・国税局	無		○
	被收容者身分帳簿【11ファイル152回】	マニュアル処理	3号	收容状況確認のため。人権救済事務処理のため。	大使館・領事館	無		○
	被收容者身分帳簿【28ファイル232回】	マニュアル処理	3号	・自動車損害賠償保障のため。 ・国の債権管理上債務者確認のため。	国土交通省	無		○
	被收容者身分帳簿【4ファイル47回】	マニュアル処理	3号	人権救済申立等の処理のため。	弁護士会	無		○
	被收容者身分帳簿【11ファイル52回】	マニュアル処理	3号	・收容者が保護者となっている児童について児童福祉施設利用に係る費用徴収額認定資料のため。 ・保護者の確認のため。 ・乳児委託のため。	児童相談所	無		○
	被收容者身分帳簿【9ファイル59回】	マニュアル処理	3号	不服申立審査のため。	人権擁護委員会	無		○
	被收容者身分帳簿【4ファイル52回】	マニュアル処理	3号	・債権管理事務のため。 ・就労支援のため。	公共職業安定所	無		○
	被收容者人名簿【2ファイル11回】	マニュアル処理	3号	・保険給付に係る求償事務のため。 ・労働災害者補償に係る事務のため。 ・国の損害賠償請求権の行使のため。 ・雇用保険の失業給付金詐取に係る返還請求のため。	労働局・労働基準局	無		○
	被收容者身分帳簿【2回】	マニュアル処理	3号	児童福祉施設利用に係る負担金認定手続のため。	県精神医療センター	無		○
被收容者身分帳簿【1回】	マニュアル処理	3号	国有地不法占拠者の住所調査のため。	財務事務所	無		○	

【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】

(2) 法第8条第2項に基づく場合

行政機関名	個人情報ファイルの名称	電算処理・マニュアル処理の別	根拠規定(法8条2項各号の別)	利用・提供理由	利用・提供先	経常的提供先としての記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲(全部又は一部の別)	
							全部	一部
法務省	被收容者身分帳簿【2ファイル4回】	マニュアル処理	3号	・出所者に係る感染症の予防及び感染症患者に対する健康診断実施のため。 ・措置診察の要否の検討のため。	保健所	無		○
	被收容者身分帳簿【3回】	マニュアル処理	3号	年金事務処理のため。	社会保険事務所	無		○
	被收容者人名簿【5回】	マニュアル処理	2号	退去強制事由該当者の移送に係る通報のため。	入国管理局	無		○
	被收容者人名簿【12ファイル461回】	マニュアル処理	3号	・児童扶養手当、児童手当事務処理のため。 ・国民健康保険事務手続のため。 ・児童扶養手当事務処理のため。 ・介護保険受給事務手続のため。 ・生活保護受給中の者の所在確認のため。	市区町村・社会福祉事務所	無		○
	被收容者人名簿【3回】	マニュアル処理	3号	納税滞納者の所在調査のため。	県税事務所	無		○
	被收容者人名簿【3ファイル13回】	マニュアル処理	3号	国の債権の管理上債務者確認のため。	国土交通省	無		○
	被收容者人名簿【2回】	マニュアル処理	3号	家事審判のため。	裁判所	無		○
	被收容者人名簿【5回】	マニュアル処理	3号	・出所者に係る感染症の予防及び感染症患者に対する健康診断実施のため。 ・措置診察の要否の検討のため。	保健所	無		○
	被收容者人名簿【6回】	マニュアル処理	3号	・児童等の保護者調査のため。 ・收容者が保護者となっている児童について児童福祉施設利用に係る費用徴収額認定資料のため。	児童相談所	無		○
	被收容者人名簿【1回】	マニュアル処理	3号	社会保険給付等に関する審査のため。	社会保険審査会	無		○

【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】

(2) 法第8条第2項に基づく場合

行政機関名	個人情報ファイルの名称	電算処理・マニュアル処理の別	根拠規定(法8条2項各号の別)	利用・提供理由	利用・提供先	経常的提供先としての記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲 (全部又は一部の別)	
							全部	一部
法務省	被收容者人名簿【1回】	マニュアル処理	3号	年金支給に対する質問への回答のため。	社会保険事務所	無		○
	被收容者人名簿【1回】	マニュアル処理	3号	債務処理のため。	国民生活金融公庫	無		○
	少年簿【2回】	マニュアル処理	3号	児童扶養手当支給の要件確認のため。	市町村	無		○
	診療録【2回】	マニュアル処理	1号	医療機関への医師の紹介状に必要なため。	医療機関	無		○
	診療録【24回】	マニュアル処理	2号	強制退去手続きのため。	入国管理局	無		○
	診療録【4回】	マニュアル処理	2号	民事訴訟遂行に必要なため。	地方法務局	無		○
	診療録【2回】	マニュアル処理	3号	・執行停止等の調査のため。 ・病歴等調査のため。	検察庁	無		○
	診療録【2ファイル3回】	マニュアル処理	3号	・療育手帳等事務処理のため。 ・身体障害者手帳交付のため。	市町村長	無		○
	診療録【1回】	マニュアル処理	3号	健康状態確認のため。	大使館	無		○
	診療録【5ファイル5回】	マニュアル処理	3号	精神障害者出所のための通報のため。	都道府県	無		○
	診療録【2ファイル3回】	マニュアル処理	3号	感染症の予防及び感染症患者に対する健康診断実施のため。	保健所	無		○
	診療録【1回】	マニュアル処理	3号	病状照会のため。	大使館・領事館	無		○
	診療録【9ファイル85回】	マニュアル処理	4号	個人の病状照会への回答のため。	医療機関	無		○

【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】

(2) 法第8条第2項に基づく場合

行政機関名	個人情報ファイルの名称	電算処理・マニュアル処理の別	根拠規定(法8条2項各号の別)	利用・提供理由	利用・提供先	経常的提供先としての記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲 (全部又は一部の別)	
							全部	一部
法務省	診療録【3回】	マニュアル処理	4号	人権侵害救済申立事件に関する調査のため。	弁護士会	無		○
	少年簿【15回】	マニュアル処理	3号	・生活保護受給中の者の在所確認のため。 ・児童扶養手当支給の要件確認のため。	市町村・社会福祉事務所	無		○
	領置金基帳【1回】	マニュアル処理	3号	訴訟費用免除の手続のため。	検察庁	無		○
	日本人出帰国記録マスタファイル	電算処理	3号	旅券の二重発給を防止するため。	外務省	有		○
			3号	適正な税の適用に必須であるため。	国税庁	無		○
	外国人出入国記録マスタファイル	電算処理	3号	適正な税の適用に必須であるため。	国税庁	無		○
3号			適正な生活保護の適用に必須であるため。	社会福祉事務所	無		○	
外務省	在日外国報道関係者ファイル【9回】	電算処理	2号	所掌事務の遂行上、必要があると判断されたため。	本省課室	無		○
	在日外国報道関係者ファイル	電算処理	3号	警視庁広報課の所掌業務の遂行に必要があると判断されたため。	警視庁	無		○
	在留届ファイル	電算処理	3号	独立行政法人の所掌事務遂行のために必要不可欠であったため。	(独)住宅金融支援機構	無		○
	旅券発給原簿	マニュアル処理	3号	旅券の発給事実と出入国日本人の突き合わせを行うことにより出入国に係る不正行為を防止するため。	法務省入国管理局	無		○
	旅券管理マスタファイル	電算処理	3号	旅券の発給事実と出入国日本人の突き合わせを行うことにより出入国に係る不正行為を防止するため。	法務省入国管理局	無		○
	旅券管理マスタファイル	電算処理	3号	結核感染者が搭乗した航空機に乗り合わせた者を追跡調査し、健康診断を受診させるため。	厚生労働省健康局	無		○

【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】

(2)法第8条第2項に基づく場合

行政機関名	個人情報ファイルの名称	電算処理・マニュアル処理の別	根拠規定(法8条2項各号の別)	利用・提供理由	利用・提供先	経常的提供先としての記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲 (全部又は一部の別)	
							全部	一部
厚生労働省	外国人求職情報システム	電算処理	1号	求人企業への人材情報の提供のため。	システム利用登録企業	有		○
	求職公開登録者ファイル	電算処理	1号	求人企業への人材情報の提供のため。	システム利用登録企業	有		○
	第一種特別加入者マスター	電算処理	2号	監督署において労災補償を行うための特別加入の承認の有無及び基礎日数の確認のため。	労働基準監督署	有		○
	第二種特別加入者マスター	電算処理	2号	監督署において労災補償を行うための特別加入の承認の有無及び基礎日数の確認のため。	労働基準監督署	有		○
	職業訓練受講指示システム	電算処理	3号	職業訓練受講指示に係る審査に必要なため。	(独)雇用・能力開発機構秋田センター、(独)雇用・能力開発機構秋田職業能力開発促進センター、秋田県立技術専門学校、(財)介護労働安定センター秋田支部	有		○
	災害調査復命書	マニュアル処理	3号	労働災害に関する資料に基づき工学、理学等様々な観点から専門的に分析等を行い、事業場における労働災害防止に資する結果を得るために必要不可欠であるため。	(独)労働安全総合研究所	無	○	
	労働者死傷病報告	電算処理	3号	労働災害に関する資料に基づき工学、理学等様々な観点から専門的に分析等を行い、事業場における労働災害防止に資する結果を得るために必要不可欠であるため。	(独)労働安全総合研究所	無	○	
	労働者災害補償保険年金受給権者ファイル	電算処理	3号	リハビリテーション施設及び被災労働者に係る納骨堂の設置及び運営の業務が、円滑かつ能率的におこなわれるようにするため。	(財)労働者健康福祉機構	有		○
	労働者災害補償保険年金受給権者ファイル	電算処理	3号	特別弔慰金等の支給に係る業務が、円滑かつ能率的におこなわれるようにするため。	(独)環境再生保全機構	有		○
労働者災害補償保険年金受給権者ファイル	電算処理	4号	本人は提供先から援護金の贈与を受けることができ、本人の利益になることが明らかため。	(財)藤田建設労務援護会	有		○	

【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】
(2)法第8条第2項に基づく場合

行政機関名	個人情報ファイルの名称	電算処理・マニュアル処理の別	根拠規定(法8条2項各号の別)	利用・提供理由	利用・提供先	経常的提供先としての記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲(全部又は一部の別)	
							全部	一部
厚生労働省	雇用保険支給台帳【12回】	電算処理	3号	厚生年金保険法附則第7条の4に基づき、老齢厚生年金と雇用保険の基本手当との併給調整を行うため。	社会保険庁	有		○
	高年齢雇用継続台帳【12回】	電算処理	3号	厚生年金保険法附則第7条の5に基づき、老齢厚生年金と雇用保険の高年齢雇用継続給付との併給調整を行うため。	社会保険庁	有		○
	求職台帳【15回】	電算処理	4号	厚生労働省委託事業の実施のため。	(財)雇用情報センター	有		○
	高年齢者雇用状況報告業務ファイル	電算処理	3号	高年齢者雇用安定法第49条第1項第2号業務(雇用継続制度等の導入の際に必要な個別企業の労務管理見直しに係る専門的・技術的援助)を適切にする際、「高年齢者雇用推進者氏名」等を含む高年齢者雇用状況報告の情報が不可欠であるため。	(独)高齢・障害者雇用支援機構	有		○
	障害者雇用報告業務ファイル	電算処理	3号	障害者の雇用の促進等に関する法律第53条業務(障害者雇用納付金の徴収)を実施する際、障害者雇用状況報告業務ファイルの情報が不可欠であるため。	(独)高齢・障害者雇用支援機構	有	○	
社会保険庁	健保厚年現存被保険者ファイル	電算処理	4号	議員加入期間と厚生年金被保険者期間の重複期間を確認するため。	都道府県議会議員共済会・市議会議員共済会・町村議会議員共済会	有		○
			4号	業務の実施に必要なため。	全国健康保険協会	有		○
			4号	年金の支給停止に必要なため。	国家公務員共済組合連合会	有		○
			4号	年金の支給停止に必要なため。	地方公務員共済組合連合会	有		○
			3号	年金の支給停止に必要なため。	日本私立学校振興・共済事業団	有		○

【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】

(2)法第8条第2項に基づく場合

行政機関名	個人情報ファイルの名称	電算処理・マニュアル処理の別	根拠規定(法8条2項各号の別)	利用・提供理由	利用・提供先	経常的提供先としての記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲 (全部又は一部の別)	
							全部	一部
社会保険庁	健康保険喪失被保険者ファイル	電算処理	4号	議員加入期間と厚生年金被保険者期間の重複期間を確認するため。	都道府県議会議員共済会・市議会議員共済会・町村議会議員共済会	有		○
			4号	厚生年金基金が行う年金給付及び年金相談を円滑に行うため。	企業年金連合会	有		○
			3号	貸付条件の審査等のため。	(独) 福祉医療機構	有		○
			3号	調査等を行うため。	厚生労働省年金局	有		○
			4号	年金の支給停止に必要なため。	国家公務員共済組合連合会	有		○
			4号	年金の支給停止に必要なため。	地方公務員共済組合連合会	有		○
			3号	年金の支給停止に必要なため。	日本私立学校振興・共済事業団	有		○
	船保厚年被保険者ファイル	電算処理	4号	議員加入期間と厚生年金被保険者期間の重複期間を確認するため。	都道府県議会議員共済会・市議会議員共済会・町村議会議員共済会	有		○
			3号	貸付条件の審査等のため。	(独) 福祉医療機構	有		○
			4号	生活習慣病予防健診における受給資格の確認のため。	(財) 船員保険会	有		○
			3号	調査等を行うため。	厚生労働省年金局	有		○
			4号	年金の支給停止に必要なため。	国家公務員共済組合連合会	有		○
			4号	年金の支給停止に必要なため。	地方公務員共済組合連合会	有		○
			3号	年金の支給停止に必要なため。	日本私立学校振興・共済事業団	有		○

【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】
(2)法第8条第2項に基づく場合

行政機関名	個人情報ファイルの名称	電算処理・マニュアル処理の別	根拠規定(法8条2項各号の別)	利用・提供理由	利用・提供先	経常的提供先としての記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲 (全部又は一部の別)	
							全部	一部
社会保険庁	国年被保険者ファイル	電算処理	3号	貸付条件の審査等のため。	(独) 福祉医療機構	有		○
			3号	国民年金と農業者年金の被保険者期間の整合性の確保のため。	(独) 農業者年金基金	有		○
			4号	国民年金基金の加入資格の確認のため。	国民年金基金連合会	有		○
			3号	国民年金基金制度周知のため。	厚生労働省年金局	有		○
			3号	市町村が行う国民年金事務の円滑な遂行のため。	市町村	有		○
	年金受給権者ファイル	電算処理	4号	厚生年金基金が行う年金給付及び年金相談を円滑に行うため。	企業年金連合会	有		○
			3号	貸付条件の審査等のため。	沖縄振興開発金融公庫	有		○
			4号	貸付条件の審査等のため。	(株) 日本政策金融公庫	有		○
			3号	退職者医療制度対象者の適正な適用のため。	厚生労働省保険局	有		○
			3号	貸付条件の審査等のため。	(独) 福祉医療機構	有		○
			3号	年金の支払を円滑に行うため。	日本銀行	有		○
	基礎年金番号管理ファイル	電算処理	4号	基礎年金番号の確認のため。	国家公務員共済組合連合会	有		○
			4号	基礎年金番号の確認のため。	地方公務員共済組合連合会	有		○

【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】
(2)法第8条第2項に基づく場合

行政機関名	個人情報ファイルの名称	電算処理・マニュアル処理の別	根拠規定(法8条2項各号の別)	利用・提供理由	利用・提供先	経常的提供先としての記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲(全部又は一部の別)		
							全部	一部	
社会保険庁	基礎年金番号管理ファイル	電算処理	3号	基礎年金番号の確認のため。	日本私立学校振興・共済事業団	有		○	
			4号	基礎年金番号の確認のため。	農林漁業団体職員共済組合	有		○	
	雇用情報ファイル	電算処理	4号	失業保険及び高齢者雇用継続給付との併給調整のため。	国家公務員共済組合連合会	有		○	
			4号	失業保険及び高齢者雇用継続給付との併給調整のため。	地方公務員共済組合連合会	有		○	
			3号	失業保険及び高齢者雇用継続給付との併給調整のため。	日本私立学校振興・共済事業団	有		○	
			4号	失業保険及び高齢者雇用継続給付との併給調整のため。	農林漁業団体職員共済組合	有		○	
	介護保険情報ファイル	電算処理	4号	特別徴収対象者の確定のため。	地方公務員共済組合連合会	有		○	
			4号	特別徴収を円滑に行うため。	国民健康保険中央会	有		○	
	後期高齢者情報ファイル	電算処理	4号	特別徴収対象者の確定のため。	地方公務員共済組合連合会	有		○	
			4号	特別徴収を円滑に行うため。	国民健康保険中央会	有		○	
	国民健康保険情報ファイル	電算処理	4号	特別徴収対象者の確定のため。	地方公務員共済組合連合会	有		○	
			4号	特別徴収を円滑に行うため。	国民健康保険中央会	有		○	
	国土交通省	船員原簿ファイル	電算処理	2号	船員手帳交付の有無についての調査のため。	海事局内	無		○
		船舶原簿	電算処理	3号	地方税法第389条第1項に基づく固定資産税の税額決定等のため。	総務省自治税務局固定資産税課	有		○

【開示請求の状況(処分の状況)】

① 延長手続を採らずに行った処分に係るもので30日以内に決定されなかったもの

機関名	件名	受付年月日	期限	決定年月日	超過日数	30日以内に決定されなかった理由
法務省	判読不能な文字による開示請求	H20.3.18	H20.4.28	H20.5.29	31	開示請求書の判読に時間を要したため。
	判読不能な文字による開示請求	H20.3.18	H20.4.28	H20.5.29	31	開示請求書の判読に時間を要したため。
	判読不能な文字による開示請求	H20.3.18	H20.4.28	H20.5.29	31	開示請求書の判読に時間を要したため。
	判読不能な文字による開示請求	H20.3.18	H20.4.28	H20.5.29	31	開示請求書の判読に時間を要したため。
	判読不能な文字による開示請求	H20.4.2	H20.5.28	H20.5.29	1	開示請求書の判読に時間を要したため。
	判読不能な文字による開示請求	H20.4.2	H20.5.28	H20.5.29	1	開示請求書の判読に時間を要したため。
	判読不能な文字による開示請求	H20.4.2	H20.5.28	H20.5.29	1	開示請求書の判読に時間を要したため。
	判読不能な文字による開示請求	H20.4.2	H20.5.28	H20.5.29	1	開示請求書の判読に時間を要したため。
	判読不能な文字による開示請求	H20.4.2	H20.5.28	H20.5.29	1	開示請求書の判読に時間を要したため。
外国人出入国マスタファイルに係る開示請求	H20.5.16	H20.8.11	H20.8.18	7	開示請求者から、保有個人情報の特定に必要な補正の回答を得られなかったため。	

【開示請求の状況(処分の状況)】

① 延長手続を採らずに行った処分に係るもので30日以内に決定されなかったもの

機関名	件名	受付年月日	期限	決定年月日	超過日数	30日以内に決定されなかった理由
国税庁	平成16年分所得税確定申告書(第1表、第2表及び収支内訳書)	H20.9.24	H20.10.24	H20.11.4	11	主担課における行政文書の現物確認怠り及び総務課における個人情報保護事務の進行管理の不徹底のため。
厚生労働省	副作用被害給付請求に関して作成された資料	H20.4.24	H20.5.26	H20.8.26	90	所管業務が著しく繁忙であり、また、関係文書の点検に時間を要したため。
	労働保険再審査請求書式及び提出資料	H20.5.1	H20.6.2	H20.7.14	42	所管業務が著しく繁忙であり、また、関係文書の点検に時間を要したため。
	厚生労働大臣宛に提出した文書	H20.5.7	H20.6.6	H20.8.28	82	所管業務が著しく繁忙であり、また、関係文書の点検に時間を要したため。
	第93回薬剤師国家試験本人分解答用紙	H20.5.7	H20.6.6	H20.7.18	42	所管業務が著しく繁忙であり、また、関係文書の点検に時間を要したため。
	第54回臨床検査技師国家試験本人解答用紙	H20.5.21	H20.6.20	H20.7.23	33	所管業務が著しく繁忙であり、また、関係文書の点検に時間を要したため。
	不明(記載されている文字が判読不能)	H20.4.23	H20.5.23	H20.8.12	79	請求内容の確認に時間を要したため。
	不明(記載されている文字が判読不能)	H20.5.20	H20.6.19	H20.8.12	53	請求内容の確認に時間を要したため。
	不明(記載されている文字が判読不能)	H20.5.23	H20.6.23	H20.8.12	49	請求内容の確認に時間を要したため。

【開示請求の状況(処分の状況)】

① 延長手続を採らずに行った処分に係るもので30日以内に決定されなかったもの

機関名	件名	受付年月日	期限	決定年月日	超過日数	30日以内に決定されなかった理由
厚生労働省	不明(記載されている文字が判読不能)	H20.6.11	H20.7.11	H20.8.12	31	請求内容の確認に時間を要したため。
	不明(記載されている文字が判読不能)	H20.6.27	H20.7.28	H20.8.12	14	請求内容の確認に時間を要したため。
	労災保険不支給に係る調査結果復命書	H19.12.18	H20.1.17	H20.4.2	75	所管業務が著しく繁忙であり、かつ、対象文書が著しく多量であったため。
	中国四国各県における監査対象医療機関の選定に係る会議録あるいは稟議書など、意志決定の理由及び経過が分かる書類	H20.10.8	H20.11.7	H20.11.19	12	開示するうえで、個人情報等が含まれていたため審査に時間を要したため。
	指導対象保険医療機関等の選定委員会議事(平成17年度以降のものすべて、各都道府県の地方事務所や旧社会保険事務局で開かれた会議の分も含む)管轄する都道府県内で個別指導した整骨院の数が分かる文書全て(平成17年度以降のものすべて、各都道府県の地方事務所や旧社会保険事務局で指導した分も含む)(鳥取、島根)	H20.10.27	H20.11.26	H20.11.28	2	開示するうえで、個人情報等が含まれていたため審査に時間を要したため。
社会保険庁	診療報酬明細書等の開示請求	H20.2.15	H20.3.15	H20.4.28	43	不開示部分についての判断に時間を要したため。
	診療報酬明細書等の開示請求	H20.4.4	H20.5.3	H20.5.14	11	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬基金から到着していなかったため。
	診療報酬明細書等の開示請求	H20.4.4	H20.5.3	H20.5.30	27	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬基金から到着していなかったため。
	診療報酬明細書等の開示請求	H20.4.16	H20.5.15	H20.5.30	15	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬基金から到着していなかったため。

【開示請求の状況(処分の状況)】

① 延長手続を採らずに行った処分に係るもので30日以内に決定されなかったもの

機関名	件名	受付年月日	期限	決定年月日	超過日数	30日以内に決定されなかった理由
社会保険庁	診療報酬明細書等の開示請求	H20.8.6	H20.9.4	H20.9.17	13	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬基金から到着していなかったため。
	診療報酬明細書等の開示請求	H20.8.7	H20.9.6	H20.9.11	5	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬基金から到着していなかったため。
	診療報酬明細書等の開示請求	H20.9.1	H20.10.1	H20.10.20	19	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬基金から到着していなかったため。
	柔道整復施術療養費支給申請書の開示請求	H20.5.8	H20.6.9	H20.6.19	10	対象文書を取り寄せるために時間を要したため。
	柔道整復施術療養費支給申請書の開示請求	H20.5.8	H20.6.9	H20.6.19	10	対象文書を取り寄せるために時間を要したため。
	療養費支給申請書の開示請求	H20.5.27	H20.6.26	H20.7.2	6	対象文書を取り寄せるために時間を要したため。
	診療報酬明細書等の開示請求	H20.7.15	H20.8.15	H20.9.1	16	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬基金から到着していなかったため。
	診療報酬明細書等の開示請求	H20.8.22	H20.9.22	H20.9.30	8	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬基金から到着していなかったため。
	診療報酬明細書等の開示請求	H20.2.29	H20.3.29	H20.4.17	18	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬基金から到着していなかったため。
	診療報酬明細書等の開示請求	H20.4.1	H20.4.30	H20.5.22	22	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬基金から到着していなかったため。

【開示請求の状況(処分の状況)】

① 延長手続を採らずに行った処分に係るもので30日以内に決定されなかったもの

機関名	件名	受付年月日	期限	決定年月日	超過日数	30日以内に決定されなかった理由
社会保険庁	診療報酬明細書等の開示請求	H20.4.10	H20.5.10	H20.5.16	6	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬基金から到着していなかったため。
	診療報酬明細書等の開示請求	H20.4.14	H20.5.14	H20.6.3	19	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬基金から到着していなかったため。
	診療報酬明細書等の開示請求	H20.6.10	H20.7.10	H20.7.22	12	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬基金から到着していなかったため。
	診療報酬明細書等の開示請求	H20.7.16	H20.8.15	H20.8.27	12	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬基金から到着していなかったため。
	診療報酬明細書等の開示請求	H20.4.23	H20.5.23	H20.6.17	24	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬基金から到着していなかったため。
特許庁	本人に係る保有個人情報の開示請求(特定・判読困難)	H20.4.7	H20.5.7	H20.6.2	25	補正依頼で指定した期間以上に、補正書の提出を待ったが、補正書の提出がなかったため。
	本人に係る保有個人情報の開示請求(特定・判読困難)	H20.4.7	H20.5.7	H20.6.2	25	補正依頼で指定した期間以上に、補正書の提出を待ったが、補正書の提出がなかったため。
	本人に係る保有個人情報の開示請求(特定・判読困難)	H20.4.7	H20.5.7	H20.6.2	25	補正依頼で指定した期間以上に、補正書の提出を待ったが、補正書の提出がなかったため。
	本人に係る保有個人情報の開示請求(特定・判読困難)	H20.4.7	H20.5.7	H20.6.2	25	補正依頼で指定した期間以上に、補正書の提出を待ったが、補正書の提出がなかったため。

【開示請求の状況(処分の状況)】

① 延長手続を採らずに行った処分に係るもので30日以内に決定されなかったもの

機関名	件名	受付年月日	期限	決定年月日	超過日数	30日以内に決定されなかった理由
特許庁	本人に係る保有個人情報の開示請求(特定・判読困難)	H20.4.16	H20.5.16	H20.6.10	24	補正依頼で指定した期間以上に、補正書の提出を待ったが、補正書の提出がなかったため。
	本人に係る保有個人情報の開示請求(特定・判読困難)	H20.6.2	H20.7.2	H20.7.7	5	補正依頼で指定した期間以上に、補正書の提出を待ったが、補正書の提出がなかったため。
	本人に係る保有個人情報の開示請求(特定・判読困難)	H20.6.6	H20.7.7	H20.7.14	7	補正依頼で指定した期間以上に、補正書の提出を待ったが、補正書の提出がなかったため。
	本人に係る保有個人情報の開示請求(特定・判読困難)	H20.7.7	H20.8.6	H20.8.14	8	補正依頼で指定した期間以上に、補正書の提出を待ったが、補正書の提出がなかったため。
	本人に係る保有個人情報の開示請求(特定・判読困難)	H20.7.14	H20.8.13	H20.8.21	8	補正依頼で指定した期間以上に、補正書の提出を待ったが、補正書の提出がなかったため。
	本人に係る保有個人情報の開示請求(特定・判読困難)	H20.7.18	H20.8.18	H20.8.27	9	補正依頼で指定した期間以上に、補正書の提出を待ったが、補正書の提出がなかったため。
	本人に係る保有個人情報の開示請求(特定・判読困難)	H20.9.24	H20.10.24	H20.10.29	5	補正依頼で指定した期間以上に、補正書の提出を待ったが、補正書の提出がなかったため。

【開示請求の状況(処分の状況)】

② 延長手続を採って行った処分に係るもので延長した期限までに決定されなかったもの

機関名	件名	受付年月日	期限	決定年月日	超過日数	30日以内に決定されなかった理由
社会保険庁	診療報酬明細書等開示請求書	H20.4.7	H20.6.6	H20.8.19	73	第三者(医療機関)に対する意見照会に時間を要したため。
	診療報酬明細書等開示請求書	H20.6.24	H20.8.21	H20.8.25	4	第三者(医療機関)に対する意見照会に時間を要したため。
	新法に係る年金額歴史回答票	H20.5.2	H20.7.2	H20.7.18	16	対象文書の特定に時間を要したため。
	新法に係る年金額歴史回答票	H20.5.2	H20.7.2	H20.7.18	16	対象文書の特定に時間を要したため。

【開示請求の状況(処理の状況)】

③ (次年度に処理を持ち越した事案のうち)延長手続を採っていない事案で、30日を超過しているもの

機関名	件名	受付年月日	期限	超過日数	30日以内に決定されなかった理由
国土交通省	行政文書の作成理由に関する開示請求	H18.9.27	H18.10.27	886	業務が多忙を極めていることに加え、対象となる行政文書の特定に時間を要しているため。

【開示請求の状況(処理の状況)】

④ (次年度に処理を持ち越した事案のうち)延長手続を採っている事案で、延長した期限を過ぎているもの

機関名	件名	受付年月日	期限	超過日数	30日以内に決定されなかった理由
社会保険庁	診療報酬明細書等の開示請求	H21.2.20	H21.4.9	8	第三者(医療機関)に対する意見照会に時間を要したため。
	診療報酬明細書等の開示請求	H21.2.20	H21.4.9	8	第三者(医療機関)に対する意見照会に時間を要したため。
	診療報酬明細書等の開示請求	H21.2.20	H21.4.9	8	第三者(医療機関)に対する意見照会に時間を要したため。

【開示請求の状況(不服申立ての処理日数の状況)】

⑤ 今年度中に審査会に諮問した事案のうち、不服申立てを受けてから審査会に諮問した日までに要した日数が90日超のもの

機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
法務省	平成18年度に実施された新司法試験における申請人の労働法の答案及びその採点を示す文書に係る開示請求	H18.12.5	H20.11.28	713	本件は、先例がなく、不開示条項該当性の解釈について慎重な検討を加える必要があり、かつ、他の複数の情報公開案件(訴訟への対応、決定書作成)の処理と重なったため。
	開示請求者本人による行政機関情報公開法及び行政機関個人情報保護法に基づく開示請求に関する文書一式の開示請求に対し、不開示決定とした件	H20.3.12	H20.6.19	97	他の複数の不服申立案件の処理と重なったため。
	開示請求者本人による行政機関情報公開法及び行政機関個人情報保護法に基づく開示請求に関する文書一式の開示請求に対し、不開示決定とした件	H20.3.12	H20.7.7	115	他の複数の不服申立案件の処理と重なったため。
	開示請求者本人による行政機関情報公開法及び行政機関個人情報保護法に基づく開示請求に関する文書一式の開示請求に対し、不開示決定とした件	H20.3.31	H20.7.7	97	他の複数の不服申立案件の処理と重なったため。
	請求内容に該当する行政文書は、法14条5号、6号及び7号に該当し、一部不開示とした件	H20.4.16	H20.8.7	111	他の複数の不服申立案件の処理と重なったため。
	開示請求者本人に関する法務省からの照会文書及びその回答文書(平成19年度)の開示請求に対し、開示請求関連及び提訴関連の文書を特定し、不開示決定とした件	H20.7.15	H20.10.22	97	他の複数の不服申立案件の処理と重なったため。
	開示請求者本人に係る、特定矯正管区が法務省及び特定地方法務局に対し発出した文書、法務省等から收受した文書(平成20年度)の開示請求に対し、不開示決定とした件	H20.7.15	H20.10.22	97	他の複数の不服申立案件の処理と重なったため。
	他人名義旅券を不開示とした処分を不服とするもの	H20.3.17	H20.10.2	195	業務が繁忙を極めているため。
	仮放免許可申請関係記録の不開示部分を不服とするもの	H19.12.24	H20.10.2	278	業務が繁忙を極めているため。

【開示請求の状況(不服申立ての処理日数の状況)】

⑤ 今年度中に審査会に諮問した事案のうち、不服申立てを受けてから審査会に諮問した日までに要した日数が90日超のもの

機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
厚生労働省	あっせんに関する書類一式	H20.4.17	H20.12.16	239	不服申立てに係る事案の処理が集中しているうえに、所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定労働局に申し出たいじめ、配置転換に関する助言の処理票	H20.4.24	H21.2.17	293	不服申立てに係る事案の処理が集中しているうえに、所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定労働局に申し出た雇い止め(自動更新、理由の提出)に関する助言の処理票	H20.4.24	H21.2.17	293	不服申立てに係る事案の処理が集中しているうえに、所管業務が著しく繁忙であったため。
	審査請求人の子の診療録	H20.6.13	H21.1.8	205	審査請求事案以外の所管業務が繁忙であるため。
	私が平成19年6月に特定労働基準監督署へ特定会社の法違反を申告したことによって作成された、申告処理台帳及び添付書類、監督復命書、是正勧告書及び指導票	H19.12.17	H21.1.20	393	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	平成15年6月2日及び7月17日に阿蘇労働基準監督署に自分が相談した記録とその際に提出した要望書	H19.10.15	H21.3.25	520	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	横浜北労働基準監督署が2006年3月に私の亡夫に対する労災保険給付に関し、業務上として認定決定した実地調査復命書	H20.8.5	H21.1.14	159	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であったため。
	労災保険給付の支給決定(平成16年10月18日)にかかわる実地調査結果復命書及びその添付書類	H20.2.4	H20.7.25	171	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であったため。
	夫の労災補償支給決定にかかわる資料提出から決定に至るまでのすべての書類(調査結果復命書)	H20.1.24	H20.7.25	181	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であったため。 また、対象行政文書が大量であり、各頁ごとに記載されている各々の情報について開示・不開示に該当するかの検討に日数を要したため。
	平成6年8月22日労災事故に係る「傷病の状態等に関する届及び添付書類」一式	H20.1.11	H20.7.25	194	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であったため。

【開示請求の状況(不服申立ての処理日数の状況)】

⑤ 今年度中に審査会に諮問した事案のうち、不服申立てを受けてから審査会に諮問した日までに要した日数が90日超のもの

機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
厚生労働省	私の労災審査請求にかかる、平成20年3月21日付の決定書のうち、甲、乙、丙号証全て	H20.8.26	H21.3.18	202	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であったため。 また、対象行政文書が大量であり、各頁ごとに記載されている各々の情報について開示・不開示に該当するかの検討に日数を要したため。
	平成16年2月23日、船橋署に電話した際、次長が船橋署が作成した私に関する文書を読み上げ、その内容を私に教えた時の文書。	H20.8.18	H21.3.13	205	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であったため。
	平成20年3月17日名古屋東労働基準監督署長からの「症状固定の認定についての通知」にかかる復命書及び添付資料全て	H20.7.28	H21.3.12	224	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であったため。
	昭和59年3月30日決定の中央労働基準監督署の保有する請求人の労災給付請求にかかる請求書一式	H20.7.25	H21.3.12	227	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であったため。
	西宮監督署において、現在労災申請中における調査資料等	H20.3.19	H20.11.12	233	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であったため。
	平成10年10月5日に被災した労働災害に係る平成16年10月14日から平成18年11月30日までの琴の浦リハビリテーションセンター附属病院への移送費の請求について田辺労働基準監督署長が病院に依頼し回答のあった医師の意見書	H19.9.3	H20.6.20	287	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であったため。
	昭和59年3月30日決定の労災給付請求にかかる調査復命書及びすべての文書(開示を受けたのは局の審査官が保有しているもので、中央署が保有している文書の開示を求める。)	H20.5.21	H21.3.12	291	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であったため。
	平成15年7月22日に通勤中に被った労災事故に関する療養の費用請求および休業補償請求に係る調査復命書及び添付資料	H20.3.18	H21.1.15	297	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であったため。
	平成15年7月22日に通勤中に被った労災事故に関する障害認定申請に係る調査復命書及び添付資料	H20.3.18	H21.1.15	297	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であったため。

【開示請求の状況(不服申立ての処理日数の状況)】

⑤ 今年度中に審査会に諮問した事案のうち、不服申立てを受けてから審査会に諮問した日までに要した日数が90日超のもの

機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
厚生労働省	昭和52年11月19日付私の労災請求に係る受付から決定までの処理経過を記録した文書	H20.4.4	H21.3.12	338	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であったため。
	田川労働基準監督署が作成した、平成19年12月6日決定に係る(再発認定)の調査復命書	H20.3.11	H21.3.25	374	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であったため。
	平成19年6月15日に日南労働基準監督署長に請求した、療養補償給付たる療養の給付請求事案に係る不支給決定となった実地調査復命書及び添付資料	H20.3.12	H21.3.27	375	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であったため。
	平成19年8月9日付けで決定のあった障害給付決定に係る調査結果復命書及び添付資料。	H19.10.22	H20.11.12	380	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であったため。
	平成18年3月31日を傷病日とした化学物質過敏症に係る労災保険給付請求に関する資料すべて(H19.11.1からH19.11.30まで)	H20.2.28	H21.3.19	381	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であったため。
	中央労基署が平成18年12月11日に不支給決定した調査復命書	H19.4.24	H20.9.19	505	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であったため。
	平成18年10月31日付で中央労基署が不支給決定した私にかかわる労災の調査結果復命書	H19.3.22	H20.9.29	547	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であったため。
	平成19年1月18日に西野田労働基準監督署長殿から私宛の西野田基署発第17号「労働者災害補償保険給付不支給決定通知書」に係る調査復命書及びその添付書類全部	H19.3.22	H20.10.16	564	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であったため。
	平成17年3月15日付けの労災認定に係る船橋労働基準監督署の調査結果復命書及び添付資料	H19.7.23	H21.2.19	566	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であったため。
	千葉県成田労働基準監督署において保管している労災認定申請及びこれに対する審査・決定に関する一切の文書	H19.6.25	H21.2.10	585	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であったため。

【開示請求の状況(不服申立ての処理日数の状況)】

⑤ 今年度中に審査会に諮問した事案のうち、不服申立てを受けてから審査会に諮問した日までに要した日数が90日超のもの

機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
厚生労働省	平成18年9月19日頃付で三田労働基準監督署長が支給決定した業務上・外の調査結果復命書	H19.4.11	H20.11.28	587	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であったため。 また、対象行政文書が大量であり、各頁ごとに記載されている各々の情報について開示・不開示に該当するかの検討に日数を要したため。
	平成7年2月23日付で決定された審査官決定書の審査資料のうち、乙第1号証～第91号証、丙第1号証～第3号証	H19.5.22	H21.1.15	593	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であったため。
	昭和52年11月19日付私の業務上外についての調査結果復命書及び調査資料(中央労働基準監督署)	H19.5.22	H21.1.15	593	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であったため。
	東京労働局が保有する昭和52年11月19日付不支給処分取消請求に関する国側が提出した書証(乙号証)の写し	H19.5.22	H21.1.15	593	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であったため。
	労災保険給付にかかる東京労災病院での主治医(認定医)の意見書類<平成13年受診>	H18.7.24	H20.8.7	733	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であったため。
	渋谷労働基準監督署で障害等級決定を受けた障害等級14級9号認定の根拠となる調査結果復命書及び添付書類一式(認定した医師による診察結果、意見書含む)	H18.7.24	H20.8.7	733	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であったため。 また、対象行政文書が大量であり、各頁ごとに記載されている各々の情報について開示・不開示に該当するかの検討に日数を要したため。
	請求人にかかる療養補償給付不支給についての愛知労災保険審査官による平成18年3月17日付審査決定の審査資料のうち、乙第1号証から乙第38号証、丙第1号証から丙第6号証	H18.12.19	H21.1.16	747	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であったため。 また、対象行政文書が大量であり、各頁ごとに記載されている各々の情報について開示・不開示に該当するかの検討に日数を要したため。
	労災不支給決定に係る給付調査復命書	H18.6.5	H20.7.8	753	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であったため。

【開示請求の状況(不服申立ての処理日数の状況)】

⑤ 今年度中に審査会に諮問した事案のうち、不服申立てを受けてから審査会に諮問した日までに要した日数が90日超のもの

機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
厚生労働省	大基審第17-126の決定書に記載された乙第1号証から38号証までと丙第1号証から7号証まで	H18.6.12	H20.7.24	762	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であったため。 また、対象行政文書が大量であり、各頁ごとに記載されている各々の情報について開示・不開示に該当するかの検討に日数を要したため。
	平成15年12月13日刈谷労働基準監督署長に請求した休業補償給付に関する給付調査結果復命書及び調査表	H18.7.14	H20.9.26	792	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であったため。
	労災保険給付決定に係る調査復命書(青梅労働基準監督署が収集した主治医意見書、診療費内訳書、カルテ、聴取書、精神部会意見書等、決定に係る資料を含む)	H18.8.14	H20.11.14	810	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であったため。 また、対象行政文書が大量であり、各頁ごとに記載されている各々の情報について開示・不開示に該当するかの検討に日数を要したため。
	平成17年11月7日付年金変更決定通知書により、障害等級3級となった、決定にかかる船橋労働基準監督署長が医師に求めた意見書と担当官の調査復命書及び添付資料	H18.4.17	H20.7.24	817	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であったため。
	平成17年8月10日付けで名古屋労働基準監督署長が行った療養補償給付不支給処分にかかる調査結果復命書及び調査票、請求人が平成17年3月3日作成の申立書、請求人の賃金台帳、出勤簿・欠勤簿	H18.9.13	H21.1.16	843	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であったため。 また、対象行政文書が大量であり、各頁ごとに記載されている各々の情報について開示・不開示に該当するかの検討に日数を要したため。
	労災休業補償給付請求に対して千葉労働基準監督署長が平成17年6月2日付で行った不支給決定に関わる聴取書(平成15年9月26日、10月23日、11月4日に聴取)及び復命書	H18.1.4	H20.7.8	904	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であったため。
	災害調査復命書	H18.11.21	H20.10.21	690	慎重な検討が必要であったこと、また、不服申立事案が集中するとともに、所管業務が著しく繁忙であったため。

【開示請求の状況(不服申立ての処理日数の状況)】

⑤ 今年度中に審査会に諮問した事案のうち、不服申立てを受けてから審査会に諮問した日までに要した日数が90日超のもの

機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
厚生労働省	労働死傷病報告	H18.11.21	H20.10.21	690	慎重な検討が必要であったこと、また、不服申立事案が集中するとともに、所管業務が著しく繁忙であったため。
	私が被災した労働災害について作成された特定労働基準監督署が保有する災害調査復命書	H20.5.19	H20.10.27	158	慎重な検討が必要であったこと、また、不服申立事案が集中するとともに、所管業務が著しく繁忙であったため。
	平成11年8月31日の特定事業場の自分の事故について伊丹労働基準監督署の災害調査復命書もしくは監督復命書	H19.7.2	H21.1.16	550	慎重な検討が必要であったこと、また、不服申立事案が集中するとともに、所管業務が著しく繁忙であったため。
	平成17年6月16日発生し、請求者が被災した労災事故について、名古屋北労働基準監督署へ提出された労働者死傷病報告書	H20.2.26	H20.8.18	172	慎重な検討が必要であったこと、また、不服申立事案が集中するとともに、所管業務が著しく繁忙であったため。
	請求者が平成14年11月22日に川口市リサイクル・センター内で被災した労災事故にかかる災害調査復命書及び関係する資料	H18.2.22	H20.10.27	965	慎重な検討が必要であったこと、また、不服申立事案が集中するとともに、所管業務が著しく繁忙であったため。
	平成19年3月23日発生した私の災害にかかる労働者死傷病報告	H20.4.21	H20.9.1	130	慎重な検討が必要であったこと、また、不服申立事案が集中するとともに、所管業務が著しく繁忙であったため。
	平成17年8月26日に受傷した業務中の災害について、特定事業場から三田労働基準監督署に提出されている労働者死傷病報告	H18.2.23	H20.9.1	908	慎重な検討が必要であったこと、また、不服申立事案が集中するとともに、所管業務が著しく繁忙であったため。
	申告内容及び処理経過	H18.3.9	H20.10.22	943	所管業務が著しく多忙であったため。
	申告内容及び処理経過 (平15.7横浜職安)	H18.3.14	H20.10.22	938	所管業務が著しく多忙であったため。
	本人の離職証明書の提出の際に事業主から添付された書類一式	H20.2.6	H21.1.8	332	所管業務が著しく繁忙であったことに加え、対象文書の内容の精査・検討に時間を要したため。
本人の離職証明書の「離職訂正願」提出時に事業主から添付された書類一式	H20.2.6	H21.1.8	332	所管業務が著しく繁忙であったことに加え、対象文書の内容の精査・検討に時間を要したため。	

【開示請求の状況(不服申立ての処理日数の状況)】

⑤ 今年度中に審査会に諮問した事案のうち、不服申立てを受けてから審査会に諮問した日までに要した日数が90日超のもの

機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
厚生労働省	不開示部分の開示(申告、調査・指導及び報告等のうち、開示請求人の情報の一切)	H20.8.11	H21.1.8	147	所管業務が著しく多忙であったため。
	雇用保険離職証明書(渋谷職業安定所平14.10.31)	H18.2.9	H20.7.9	870	対象文書の審査・検討に時間を要したこと、また、不服申し立て事案が集中した上に、所管業務が繁忙を極めていたため。
国土交通省	請求人が指定した書類に関する不開示決定	H19.1.5	H20.10.28	662	対象文書の内容精査に時間を要したため。
	土地契約に関する書類の不開示決定	H19.6.25	H20.7.24	395	業務が多忙を極めている事に加え、類似の事案について内容の異なる複数の不服申立等がなされており、内容について処分庁及び関係組織との調整や内容の調整等に時間を要したため。
	土地契約に関する書類の不開示決定	H19.7.5	H20.7.24	385	業務が多忙を極めている事に加え、類似の事案について内容の異なる複数の不服申立等がなされており、内容について処分庁及び関係組織との調整や内容の調整等に時間を要したため。
	土地契約に関する書類の不開示決定	H19.7.5	H20.7.24	385	業務が多忙を極めている事に加え、類似の事案について内容の異なる複数の不服申立等がなされており、内容について処分庁及び関係組織との調整や内容の調整等に時間を要したため。
	勤務評定に記録に関する書類の不開示決定	H20.4.18	H20.9.18	153	業務が多忙を極めている事に加え、内容について処分庁及び関係組織との調整や内容の調整等に時間を要したため。
	車両の新規検査に係る申請書類の一部開示決定	H20.4.22	H20.7.24	93	業務が多忙を極めている事に加え、内容について処分庁及び関係組織との調整や内容の調整等に時間を要したため。
	行政文書開示決定等に関する書類の不開示決定	H20.5.1	H20.12.17	230	類似の事案について内容の異なる複数の不服申立等がなされており、内容について処分庁及び関係組織との調整や内容の調整等に時間を要したため。
	行政文書開示決定等に関する書類の不開示決定	H20.5.1	H20.12.17	230	類似の事案について内容の異なる複数の不服申立等がなされており、内容について処分庁及び関係組織との調整や内容の調整等に時間を要したため。

【開示請求の状況(不服申立ての処理日数の状況)】

⑤ 今年度中に審査会に諮問した事案のうち、不服申立てを受けてから審査会に諮問した日までに要した日数が90日超のもの

機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
国土交通省	請求人の不服申立等に関する書類の開示決定	H20.6.9	H21.3.18	282	類似の事案について内容の異なる複数の不服申立等がなされており、内容について処分庁及び関係組織との調整や内容の調整等に時間を要したため。
	請求人が指定した文書番号の書類の開示決定	H20.6.9	H21.3.18	282	類似の事案について内容の異なる複数の不服申立等がなされており、内容について処分庁及び関係組織との調整や内容の調整等に時間を要したため。
	事業者に対する指導状況等に関する書類の開示決定	H20.6.20	H21.3.18	271	類似の事案について内容の異なる複数の不服申立等がなされており、内容について処分庁及び関係組織との調整や内容の調整等に時間を要したため。
	懲戒処分に関する書類の不開示決定	H20.7.23	H20.10.28	97	業務が多忙を極めている事に加え、内容について処分庁及び関係組織との調整や内容の調整等に時間を要したため。
	通訳案内士試験に関する書類の不開示決定	H20.8.22	H20.12.1	101	業務が多忙を極めている事に加え、内容について処分庁及び関係組織との調整や内容の調整等に時間を要したため。

【開示請求の状況(不服申立ての処理日数の状況)】

⑥ 調査日現在、審査会への諮問準備中等の事案のうち、不服申立てを受けてからの経過日数が90日超のもの

機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
法務省	退去強制手続に係る供述調書等の開示請求に対する不開示処分を不服とするもの	H20.9.29	182	業務が繁忙を極めているため。
	退去強制手続に係る供述調書等の開示請求に対する不開示処分を不服とするもの	H20.9.29	182	業務が繁忙を極めているため。
	退去強制手続に係る供述調書等の開示請求に対する不開示処分を不服とするもの	H20.9.29	182	業務が繁忙を極めているため。
	難民認定申請及び退去強制手続に係る供述調書等の開示請求に対する不開示処分を不服とするもの	H20.11.14	137	業務が繁忙を極めているため。
	仮放免許可申請関係記録の不開示部分を不服とするもの	H20.12.21	100	業務が繁忙を極めているため。
国税庁	開示請求手数料の訂正	H20.12.5	116	諮問の要否についての検討に時間を要したため。
	開示請求手数料の訂正	H20.12.5	116	諮問の要否についての検討に時間を要したため。
厚生労働省	特定労働局総務部総務課で保有する国家公務員法「人事記録の記載事項等に関する政令」により作成された人事記録(付属書類を含む)で、開示請求人に係る全てのもの	H20.10.17	164	不服申立てに係る事案の処理が集中しているうえに、所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定労働局総務部総務課で保有する国家公務員法「勤務成績の評定の手続及び記録に関する政令」により作成された勤務評定記録書(付属書類を含む)で、開示請求人に係る全てのもので、平成15年7月から平成20年7月までの全期間に係るもの	H20.10.17	164	不服申立てに係る事案の処理が集中しているうえに、所管業務が著しく繁忙であったため。

【開示請求の状況(不服申立ての処理日数の状況)】

⑥ 調査日現在、審査会への諮問準備中等の事案のうち、不服申立てを受けてからの経過日数が90日超のもの

機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかつた特段の事情
厚生労働省	平成20年9月30日及び10月6日に医政局医事課に提出された請求人の個人情報及び医師法違反での立ち入り検査要求申請書とその回答書の一部開示決定に対する審査請求	H20.11.5	146	審査請求事案以外の所管業務が繁忙であるため。
	平成14年9月24日に受理した、A社に係る申告書理台帳	H18.6.20	1001	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	平18年5月22日頃、私が広島中央労働基準監督書に申告した事案の監督復命署及び申告処理台帳	H18.7.28	963	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	平成18年10月5日に私が刈谷労働基準監督署長へ申告した労働基準法第104条に基づく申告書に係る監督復命書(是正勧告書及び是正報告書等添付書類を含む。ただし、私が提出した文書は除く。)	H19.3.7	744	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	私のA社に係る申告処理台帳	H19.6.11	650	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	平成19年3月9日私の労災事故に関する監督復命書(川口労働基準監督署)	H19.7.2	629	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	H.19.4/12新宿労基署に私が申告した事案の申告処理台帳	H19.7.10	621	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	平成14年度、解雇予告除外認定綴(私に関するもの)	H19.8.13	588	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	弘前労働基準監督署が保有する平成18年度申告処理台帳(A社)に添付されている私のタイムカードの写し(平成15年6月11日から平成17年5月分まで)。	H19.8.17	584	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	私が平成18年2月1日に宮崎労働基準監督署に申告した(被申告者A社)件にかかり、申告処理過程において作成された私の賃金計算書一式。	H19.9.27	544	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。

【開示請求の状況(不服申立ての処理日数の状況)】

⑥ 調査日現在、審査会への諮問準備中等の事案のうち、不服申立てを受けてからの経過日数が90日超のもの

機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかつた特段の事情
厚生労働省	平成18年10月16日に私が被災した事故にかかわる災害時監督復命書	H19.12.21	460	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	本人のタイムカード、是正勧告書、会社の上申書、答弁書、是正報告書	H20.1.4	447	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定事業場から特定労働基準監督署に提出された本人に関する解雇予告除外認定申請に係る決済文書	H20.2.5	416	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	本人に関する特定労働基準監督署の労働相談票(平成19年度分)	H20.2.6	415	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	本人に関する特定労働基準監督署の申告処理台帳(平成19年度分)	H20.2.6	415	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	6月25日に労働基準法第9条にいう「労働者に該当するか否か。」を判断してもらうために、特定労働基準監督署の次長等が私の勤務先である特定事業場に現地調査のために訪れた際の、調査結果報告書その他これに添付された一切の文書	H20.3.17	374	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	平成19年10月31日(水)特定労働基準監督署に対して、路線バス運転士として勤務する特定事業場の労働大臣告示「自動車運転者の労働時間等の改善基準」違反を申告した事に基づく申告処理台帳一式	H20.3.25	366	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	開示請求人が特定労働基準監督署に対して行った申告に係る情報のうち、平成14年から現在までに保有する情報の一切。	H20.7.31	240	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	私が平成19年10月2日に特定労働基準監督署に申告した特定事業場に関する申告処理台帳一式(会社に対しての勧告・指導した文書を含む。)	H20.8.12	229	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。

【開示請求の状況(不服申立ての処理日数の状況)】

⑥ 調査日現在、審査会への諮問準備中等の事案のうち、不服申立てを受けてからの経過日数が90日超のもの

機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
厚生労働省	平成20年7月7日受理特定事業場に対して請求人が申し立てた申告処理台帳	H20.10.7	174	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	平成19年6月14日に特定労基署から交付された是正勧告書に対しての是正報告書の内容(申告者にかかる部分)	H20.10.7	174	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	私が2007年2月21日付で、特定労働基準監督署を経由して特定労働基準監督署へ対し労働基準法第104条に基づく申告を行った、特定事業場に係る申告処理台帳	H20.12.24	97	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	平成11年(行ウ)第23号の訴訟関係文書(地裁)及び平成15年(行コ)第20号の訴訟関係文書(高裁)で、裁判所に提出されていない部内で作成された文書	H20.12.26	95	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。
	請求人の遺族補償一時金不支給処分取消事件決定書にかかる審査資料(請求人が提出した資料以外)	H20.12.19	102	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。また、対象行政文書が大量であり、各頁ごとに記載されている各々の情報について開示・不開示に該当するかの検討に日数を要しているため。
	昭和52年11月19日に中央署に提出した3通の労災補償給付請求書の原本及び欠損していない写し、3通の請求書原本から複写した各請求書平成11年(行ウ)第23号の訴訟において裁判所に提出された、別紙記載の乙号証お複写した原紙が編綴されている各綴一式。	H20.11.27	124	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。
	平成20年6月17日付けで北九州東労働基準監督署長が不支給決定した「補償給付実地調査復命書」(添付資料全て含む)	H20.11.10	141	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。
	夫が被災した労災事故について、今までに支給された年金及び今後支給される年金の資料。労災事故に該当するか否かに関する資料	H20.10.27	154	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。

【開示請求の状況(不服申立ての処理日数の状況)】

⑥ 調査日現在、審査会への諮問準備中等の事案のうち、不服申立てを受けてからの経過日数が90日超のもの

機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
厚生労働省	平成19年3月30日付けで名古屋東労働基準監督署長が、不支給決定した休業補償給付に係る調査復命書及び添付資料	H20.10.23	158	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。
	平成20年7月16日付けで不支給決定通知された私の労災保険給付請求に関し、横浜南署で作成された調査復命書及び添付資料	H20.10.9	172	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。 また、対象行政文書が大量であり、各頁ごとに記載されている各々の情報について開示・不開示に該当するかの検討に日数を要しているため。
	平成16年7月29日(入院)に発症した疾病(統合失調症)に関しての給付調査復命書及び添付資料	H20.10.6	175	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。
	昭59.5.1受理59～14私の療養・休業不支給決定処分取消審査請求事件綴	H20.9.22	189	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。
	平成20年6月18日付東労発総個開第20-43号により通知のあった保有個人情報	H20.8.11	230	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。
	平成20年3月28日付けで久留米労働基準監督署が不支給決定した「補償給付実地調査復命書」(添付書類全て含む)。	H20.8.1	240	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。
	遺族補償請求及び葬祭料に対する不支給決定に関し、A社から提出された資料及び調査復命書	H20.6.17	284	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。 また、対象行政文書が大量であり、各頁ごとに記載されている各々の情報について開示・不開示に該当するかの検討に日数を要しているため。
	平成19年11月19日付け中央労働基準監督署長から通知された労災保険不支給決定通知にかかわる調査結果復命書	H20.5.7	324	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。 また、対象行政文書が大量であり、各頁ごとに記載されている各々の情報について開示・不開示に該当するかの検討に日数を要しているため。
	平成18年3月31日を傷病日とした化学物質過敏症に係る労災保険給付請求に関する資料すべて(H19.12.1からH19.12.31まで)	H20.3.27	364	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。

【開示請求の状況(不服申立ての処理日数の状況)】

⑥ 調査日現在、審査会への諮問準備中等の事案のうち、不服申立てを受けてからの経過日数が90日超のもの

機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
厚生労働省	平成18年3月31日を傷病日とした化学物質過敏症に係る労災保険給付請求に関する資料すべて(H19.8.21からH19.10.31まで)	H20.2.28	393	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。
	平成18年度の業務上外調査復命書	H19.8.13	588	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。 また、対象行政文書が大量であり、各頁ごとに記載されている各々の情報について開示・不開示に該当するかの検討に日数を要しているため。
	平成19年2月28日付で支払通知のあった障害状態調査書及び添付書類	H19.6.25	636	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。
	請願法に依らない	H19.7.31	600	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。
	平成19年6月A法人退職時証明不交付の申告処理台帳による申告内容、処理経過の記録全部	H20.10.7	174	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。
	平成20年7月10日付東労発総個開第20-65号による保有個人情報を開示しない旨の決定処分	H20.7.25	246	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。
	ハローワーク平で保有している平成17年6月6日から現在までの私に関する情報	H19.5.31	660	開示・不開示を判断する資料が大量であり、調査検討に時間を要したことに加え、所管業務が著しく繁忙であったため。
	ハローワーク平で保有している平成17年6月6日から現在までの私に関する情報のうち質問回答票に記載されていない文書	H19.5.31	660	開示・不開示を判断する資料が大量であり、調査検討に時間を要したことに加え、所管業務が著しく繁忙であったため。
	私が国に対して提起している訴訟にあたり、福島労働局が保有している平成17年6月6日から現在までの私に関する情報	H19.5.31	660	開示・不開示を判断する資料が大量であり、調査検討に時間を要したことに加え、所管業務が著しく繁忙であったため。
	平成15年6月2日及び6月5日に阿蘇公共職業安定所保険係に相談した記録	H19.10.15	526	所管業務が著しく繁忙であったことに加え、対象文書の内容の精査・検討に時間を要したため。

【開示請求の状況(不服申立ての処理日数の状況)】

⑥ 調査日現在、審査会への諮問準備中等の事案のうち、不服申立てを受けてからの経過日数が90日超のもの

機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
厚生労働省	自分に係わる審査請求に関して審査官が保管している退職届控えの写し及び審査官が保管している平成15年6月2日、5日に阿蘇公共職業安定所、5月28日、30日、6月2日阿蘇労働基準監督署に相談に行った際の相談内容の記録	H19.10.15	526	所管業務が著しく繁忙であったことに加え、対象文書の内容の精査・検討に時間を要したため。
	厚生労働省発総第0724007号等にかかる不開示決定処分ほか	H20.9.5	206	不服申立てに係る事案の処理が集中しているうえに、所管業務が著しく繁忙であったため。
	行政文書と保有個人情報を開示しない	H20.11.26	125	不服申立てに係る事案の処理が集中しているうえに、所管業務が著しく繁忙であったため。
社会保険庁	新法に係る年金歴史回答票	H20.7.22	249	関係機関との調整等、対応方針の検討に時間を要したため。また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	厚生年金保険者台帳のマイクロフィルムに保存されている情報	H20.9.1	210	関係機関との調整等、対応方針の検討に時間を要したため。また、所管業務が著しく繁忙であったため。
国土交通省	請求人の土地に係る書類等の利用目的に関する情報の不開示決定	H18.2.20	1134	業務が多忙を極めている事に加え、類似の事案について内容の異なる複数の不服申立等がなされており、内容について処分庁及び関係組織との調整等に時間を要しているため。
	請求人の土地に関する書類の開示決定	H18.2.28	1126	業務が多忙を極めている事に加え、類似の事案について内容の異なる複数の不服申立等がなされており、内容について処分庁及び関係組織との調整等に時間を要しているため。
	請求人に係る書類に関する不開示決定	H18.3.20	1106	業務が多忙を極めている事に加え、類似の事案について内容の異なる複数の不服申立等がなされており、内容について処分庁及び関係組織との調整等に時間を要しているため。
	河川事務所に係る工事等関係文書の不開示決定	H18.12.5	846	業務が多忙を極めている事に加え、類似の事案について内容の異なる複数の不服申立等がなされており、内容について処分庁及び関係組織との調整や内容の調整等に時間を要しているため。
	建築指導に関する書類の不開示決定	H19.1.26	795	業務が多忙を極めている事に加え、類似の事案について内容の異なる複数の不服申立等がなされており、内容について処分庁及び関係組織との調整や内容の調整等に時間を要しているため。

【開示請求の状況(不服申立ての処理日数の状況)】

⑥ 調査日現在、審査会への諮問準備中等の事案のうち、不服申立てを受けてからの経過日数が90日超のもの

機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
国土交通省	建築指導に関する書類の不開示決定	H19.3.5	757	業務が多忙を極めている事に加え、類似の事案について内容の異なる複数の不服申立等がなされており、内容について処分庁及び関係組織との調整や内容の調整等に時間を要しているため。
	請求人が申告した相談、苦情等に関する書類の不開示決定	H19.3.29	733	業務が多忙を極めている事に加え、同一事案について内容の異なる複数の不服申立等がなされており、内容について処分庁及び関係組織との調整や内容の調整等に時間を要しているため。
	請求人が申告した相談、苦情等に関する書類の不開示決定	H19.5.15	686	業務が多忙を極めている事に加え、同一事案について内容の異なる複数の不服申立等がなされており、内容について処分庁及び関係組織との調整や内容の調整等に時間を要しているため。
	請求人が申告した相談、苦情等に関する書類の不開示決定	H19.8.7	602	業務が多忙を極めている事に加え、同一事案について内容の異なる複数の不服申立等がなされており、内容について処分庁及び関係組織との調整や内容の調整等に時間を要しているため。
	請求人が申告した相談、苦情等に関する書類の不開示決定	H19.8.7	602	業務が多忙を極めている事に加え、同一事案について内容の異なる複数の不服申立等がなされており、内容について処分庁及び関係組織との調整や内容の調整等に時間を要しているため。
	請求人が申告した相談に関する書類の不開示決定	H19.12.26	461	業務が多忙を極めている事に加え、類似の事案について内容の異なる複数の不服申立等がなされており、内容について処分庁及び関係組織との調整や内容の調整等に時間を要しているため。
	請求人が申告した相談に関する書類の不開示決定	H19.12.26	461	業務が多忙を極めている事に加え、類似の事案について内容の異なる複数の不服申立等がなされており、内容について処分庁及び関係組織との調整や内容の調整等に時間を要しているため。
	請求人が指定した書類に関する不開示決定	H20.5.1	334	業務が多忙を極めている事に加え、類似の事案について内容の異なる複数の不服申立等がなされており、内容について処分庁及び関係組織との調整や内容の調整等に時間を要しているため。
	技能証明書申請の際に添付した書類の不開示決定	H20.8.27	216	業務が多忙を極めている事に加え、内容について処分庁及び関係組織との調整や内容の調整等に時間を要しているため。
	請求人が提出した要望書に関する書類の開示決定	H20.10.14	168	業務が多忙を極めている事に加え、類似の事案について内容の異なる複数の不服申立等がなされており、内容について処分庁及び関係組織との調整や内容の調整等に時間を要しているため。

【開示請求の状況(不服申立ての処理日数の状況)】

⑥ 調査日現在、審査会への諮問準備中等の事案のうち、不服申立てを受けてからの経過日数が90日超のもの

機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
国土交通省	請求人が提出した要望書に関する書類の開示決定	H20.10.14	168	業務が多忙を極めている事に加え、類似の事案について内容の異なる複数の不服申立等がなされており、内容について処分庁及び関係組織との調整や内容の調整等に時間を要しているため。
	検査対象外軽自動車届出台帳に関する書類の不開示決定	H20.10.8	174	業務が多忙を極めている事に加え、内容について処分庁及び関係組織との調整や内容の調整等に時間を要しているため。
	請求人が提出した要望書に関する書類の不開示決定	H20.11.4	147	業務が多忙を極めている事に加え、内容について処分庁及び関係組織との調整や内容の調整等に時間を要しているため。

【開示請求の状況(不服申立ての処理日数の状況)】

⑦ 今年度に行った裁決・決定のうち、審査会の答申を受けた事案に係るものであって、答申を受けた日から裁決・決定までに要した日数が60日超のもの

機関名	件名	答申年月日	裁決・決定日	要した日数	60日以内にできなかった特段の事情
国家公安委員会	特定日に特定番号で受け付けた本人に係る保有個人情報開示請求に対し、形式上の不備があることを理由として不開示とした決定に対する不服申立て	H20.9.1	H20.12.25	115	本人に対する口頭意見陳述を実施するに当たり、実施日等の調整に時間を要したことと、他業務が著しく多忙であったため。
	特定日に特定番号で受け付けた本人に係る保有個人情報開示請求に対し、形式上の不備があることを理由として不開示とした決定に対する不服申立て	H20.9.1	H20.12.25	115	本人に対する口頭意見陳述を実施するに当たり、実施日等の調整に時間を要したことと、他業務が著しく多忙であったため。
	特定日に特定番号で受け付けた本人に係る保有個人情報開示請求に対し、形式上の不備があることを理由として不開示とした決定に対する不服申立て	H20.9.1	H20.12.25	115	本人に対する口頭意見陳述を実施するに当たり、実施日等の調整に時間を要したことと、他業務が著しく多忙であったため。
警察庁	特定日に特定番号で受け付けた本人に係る保有個人情報開示請求に対し、形式上の不備があることを理由として不開示とした決定に対する不服申立て	H20.9.1	H20.12.25	115	本人に対する口頭意見陳述を実施するに当たり、実施日等の調整に時間を要したことと、他業務が著しく多忙であったため。
法務省	本人に係る人権侵害事件記録の一部開示決定に関する件	H20.3.28	H20.7.14	106	答申を受けた後に、答申において改めて保有個人情報として開示決定等をすべきとされた対象書類一式につき、新たに特定・確認をした後、裁決を行ったため
	本人に係る人権侵害事件記録の一部開示決定に関する件	H20.3.28	H20.7.14	106	答申を受けた後に、答申において開示すべきとされた保有個人情報につき、改めて確認をした後、裁決を行ったため
厚生労働省	特定会社に係る助言・指導処理票	H20.5.15	H20.7.24	69	不服申立てに係る事案の処理が集中しているうえに、所管業務が著しく繁忙であったため
	特定労働局に申請した助言・指導処理票	H20.5.15	H20.7.24	69	不服申立てに係る事案の処理が集中しているうえに、所管業務が著しく繁忙であったため
	あっせん概要記録	H20.5.15	H20.7.24	69	不服申立てに係る事案の処理が集中しているうえに、所管業務が著しく繁忙であったため

【開示請求の状況(不服申立ての処理日数の状況)】

⑦ 今年度に行った裁決・決定のうち、審査会の答申を受けた事案に係るものであって、答申を受けた日から裁決・決定までに要した日数が60日超のもの

機関名	件名	答申年月日	裁決・決定日	要した日数	60日以内にできなかった特段の事情
厚生労働省	開示請求者が特定日に申し出をした特定会社に対する助言指導に関する文書	H20.5.15	H20.7.28	73	不服申立てに係る事案の処理が集中しているうえに、所管業務が著しく繁忙であったため
	労働局長の助言・指導処理票	H20.5.15	H20.7.24	69	不服申立てに係る事案の処理が集中しているうえに、所管業務が著しく繁忙であったため
	平成17年度に本人が行った申告に関し、特定労働基準監督署が交付した行政指導文書の控の不開示決定に関する件	H20.2.7	H20.8.27	200	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定日に本人が特定労働基準監督署に行った申告に関する申告処理台帳等の一部開示決定に関する件	H20.2.7	H20.8.27	200	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
国土交通省	請求人が申告した苦情等に関する情報の不開示決定	H19.9.13	H20.7.3	294	業務が多忙を極めている事に加え、答申を踏まえた対応の検討に時間を要したため。
会計検査院	会計検査院事務総長が平成19年6月に特定番号で受け付けた本人に係る保有個人情報開示請求に対する不開示決定に関する件外1件 (平成19年(個)諮問第1号、同2号)	H20.3.28	H20.9.2	158	不服申立人から行政不服審査法第25条第1項ただし書に基づく口頭意見陳述の申立てが行われ、答申後、その実施に係る手続等に時間を要したため。
	会計検査院事務総長が平成19年8月に特定番号で受け付けた本人に係る保有個人情報開示請求に対する不開示決定に関する件外1件 (平成19年(個)諮問第3号、同4号)	H20.5.1	H20.9.2	124	不服申立人から行政不服審査法第25条第1項ただし書に基づく口頭意見陳述の申立てが行われ、答申後、その実施に係る手続等に時間を要したため。
	会計検査院事務総長が平成19年11月に特定番号で受け付けた本人に係る保有個人情報開示請求に対する不開示決定に関する件外1件 (平成20年(個)諮問第1号、同2号)	H20.11.10	H21.2.4	86	不服申立人から行政不服審査法第25条第1項ただし書に基づく口頭意見陳述の申立てが行われ、答申後、その実施に係る手続等に時間を要したため。

【訂正請求の状況(不服申立ての処理日数の状況)】

⑧ 今年度中に審査会に諮問した事案のうち、不服申立てを受けてから審査会に諮問した日までに要した日数が90日超のもの

機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
厚生労働省	特定労働局が特定日付で行った保有個人情報の訂正決定	H20.10.30	H21.3.27	147	不服申立てに係る事案の処理が集中しているうえに、所管業務が著しく繁忙であったため。
	審査官決定書の審査資料のうち、審査官が収集した資料丙第1ないし3号証の訂正請求	H20.4.17	H21.3.19	332	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であったため。
	中央労働基準監督署の資料のうち、「審査請求人」に係る業務上外について復命」の訂正請求	H20.4.17	H21.3.19	332	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であったため。
	平成17年3月15日付けの労災認定に係る船橋労働基準監督署の調査結果復命書及び添付資料の訂正請求の決定処分について。	H19.12.20	H20.12.16	356	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であったため。

【訂正請求の状況(不服申立ての処理日数の状況)】

⑨ 調査日現在、審査会への諮問準備中等の事案のうち、不服申立てを受けてからの経過日数が90日超のもの

機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
厚生労働省	平成10年11月9日発症の療養補償給付にかかる調査復命書及びその一式の訂正請求	H20.12.25	96	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。
	平成20年7月25日付東労発総個開第20-77号の開示決定に基づき開示を受けた文書のうち決定書の訂正請求。	H20.11.27	124	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。
	行政訴訟にかかる書類一式(乙22号証について)の訂正請求	H20.8.11	230	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。
	行政訴訟にかかる書類一式(乙8号証及び給付実地調査復命書)の訂正請求	H20.8.11	230	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。
	平成7年2月23日付決定の請求人にかかる審査請求書類一式	H20.7.4	267	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。
	平成20年7月16日付東労発総個訂第20-2、3号により通知のあった保有個人情報の訂正をしない旨の各決定処分	H20.7.25	246	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。
	労働保険審査会に提出した退職届控えの写しの阿蘇公共職業安定所に保存している退職届控え(又は写し)の開示	H19.12.20	461	所管業務が著しく繁忙であったことに加え、対象文書の内容の精査・検討に時間を要したため。
	退職届け控えの写し	H20.1.30	420	所管業務が著しく繁忙であったことに加え、対象文書の内容の精査・検討に時間を要したため。
	平成20年9月25日付け熊労発安第158号により通知のあった行政文書 自分が平成15年6月に阿蘇公共職業安定所に提出した離職票の離職年月日、離職理由、離職票-2※公共職業安定所記載欄の「退職届」という標記の削除	H20.11.19	132	所管業務が著しく繁忙であったことに加え、対象文書の内容の精査・検討に時間を要したため。

【訂正請求の状況(不服申立ての処理日数の状況)】

⑨ 調査日現在、審査会への諮問準備中等の事案のうち、不服申立てを受けてからの経過日数が90日超のもの

機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
社会保険庁	国民年金被保険者保険料納付記録	H20.7.18	253	関係機関との調整等、対応方針の検討に時間を要したため。また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	厚生年金保険者加入記録及び国民年金保険料納付記録	H20.7.18	253	関係機関との調整等、対応方針の検討に時間を要したため。また、所管業務が著しく繁忙であったため。
国土交通省	請求人の行政相談記録に関する書類の不訂正決定	H20.12.19	102	業務が多忙を極めている事に加え、内容について処分庁及び関係組織との調整や内容の調整等に時間を要しているため。

【訂正請求の状況(不服申立ての処理日数の状況)】

⑩ 今年度に行った裁決・決定のうち、審査会の答申を受けた事案に係るものであって、答申を受けた日から裁決・決定までに要した日数が60日超のもの

機関名	件名	答申年月日	裁決・決定日	要した日数	60日以内にできなかった特段の事情
厚生労働省	開示請求者が特定日に申し出をした特定会社に対する助言指導に関する文書	H20.5.15	H20.7.28	73	不服申立てに係る事案の処理が集中しているうえに、所管業務が著しく繁忙であったため。

【利用停止請求の状況(不服申立ての処理日数の状況)】

① 調査日現在、審査会への諮問準備中等の事案のうち、不服申立てを受けてからの経過日数が90日超のもの

機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
厚生労働省	特定日付け開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報。特定日付け人事異動内示一覧(労働基準行政系統)並びに「特定年度新規採用職員名簿」	H20.9.16	195	不服申立てに係る事案の処理が集中しているうえに、所管業務が著しく繁忙であったため。

【訴訟の状況】

⑫ 訴訟の状況

<第1審>

1. 今年度中に提訴された事件

機関名	提訴年月日	裁判所	事件番号	行政庁
法務省	H20.10.22	福岡地裁	20(行ウ)44	法務大臣
国税庁	H20.9.29	横浜地裁	20(行ウ)65	保土ヶ谷税務署長
	H21.1.14	東京地裁	20(行ウ)653	国税庁長官
	H21.1.16	大阪地裁	21(行ウ)5	国税不服審判所長
	H21.3.10	東京地裁	21(行ウ)106	国税庁長官
厚生労働省	H20.12.9	名古屋地裁	20(行ウ)105	愛知労働局長
	H21.3.23	熊本地裁	21(行ウ)10	熊本労働局長

2. 今年度中に言渡された判決

機関名	裁判所	事件番号	行政庁	判決年月日	事件の概要	判決区分	備考
法務省	福岡地裁	19(行ウ)28	福岡矯正管区	H20.4.22	<留置証明書交付等請求事件> 大分刑務所の保有する原告の被収容者身分帳簿に記載の接見及び発信の記録について、法第45条第1項により不開示とした件	請求棄却	

<控訴審>

3. 今年度中に言渡された判決

機関名	裁判所	事件番号	行政庁	判決年月日	事件の概要	判決区分	備考
法務省	東京高裁	20(行コ)83	東京矯正管区	H20.7.9	<行政文書不開示処分取消請求事件> 原告の診療録等の医療記録の書類について、法第45条第1号により不開示とした処分の取消しを求めたもの。	控訴棄却	20(行ツ)320 20(行ヒ)371

<上告審>

4. 今年度中に言渡された判決

機関名	裁判所	事件番号	行政庁	判決年月日	事件の概要	判決区分	備考
警察庁	最高裁	20(行ツ)113 20(行ヒ)121	警察庁	H21.2.5	<行政文書不開示(存否応答拒否)処分取消請求事件> 対象:請求者自身に関する捜査情報 争点:存否応答拒否の可否	上告棄却 上告審不受理	